

# 桶川市立桶川東中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月1日改訂

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、周りの生徒にも大きな影響を与えるものである。本校では、桶川市民憲章の精神にのっとり、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、すべての教職員が「いじめはどの生徒にも起こりうる」という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめの根絶を目指して、学校全体で組織的に対策を行う。

### (いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

### (いじめの定義と認知)

本校におけるいじめは、法第2条に基づき、生徒に対して、本校に在籍している等の一つの人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものとする。認知にあたっては、以下の点を徹底する。

ア) 当該生徒が心身の苦痛を感じているもの。

イ) 生徒より「いじめ」との訴え、または保護者からの申し出があったもの。

ウ) けんかやふざけ合いであっても、被害が発生している疑いがあるもの。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、特定の教職員がいじめの情報を抱え込まず、直ちに学校の組織へ報告・共有する（法第23条第1項遵守）。保護者、地域住民、家庭、教育委員会等の関係機関と密に連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止、早期発見、迅速な対処、および再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ① 学校におけるいじめの未然防止

ア) 教職員の姿勢と学級づくり：「正義が通る学校」という理念のもと、教職員一人一人が日常の指導を振り返り、生徒との信頼関係を築いていく。誰もが安心して過ごせる学級風土を構築し、教職員の言動がいじめを助長することがないように注意を払う。

イ) 学習指導の工夫：「学ぶ喜びを味わわせる授業」を展開し、ユニバーサルデザイン

ンや特別支援教育の視点を取り入れた授業改善を行うことで、生徒のストレスを軽減し互いを認め合える関係をつくる。

ウ) **道徳教育・体験活動の充実**：全ての教育活動を通じ、いじめが重大な人権侵害であることを、実例等を示しながら指導する。自主的な生徒会活動の支援、人権作文・子ども人権メッセージを活用した主体的な話し合いを推進する。

エ) **多様性への配慮**：障害のある生徒（個別の教育支援計画等の活用）、外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、被災生徒等、特に配慮が必要な生徒の特性を全教職員が理解し、組織的に見守りを行う。

オ) **保護者・地域との連携**：ホームページ等で本方針を公開・周知する。地域・保護者のネットワークづくりを推進する。

## ② いじめの早期発見のための措置

いじめは大人の目に付きにくい方法で行われることを認識し、ささいな兆候であっても疑いを持って積極的に認知する。

ア) **定期調査等の実施**：

- ・ 生徒対象「学校の生活アンケート」調査（年3回）
- ・ 保護者対象「学校の生活アンケート」調査（年2回）
- ・ 教育相談を通じた「学校楽しさアンケート」調査（年3回）
- ・ 生活ノートの適宜活用

※アンケート結果のみに頼らず、日常の観察や変化の察知に努める。

イ) **相談体制の整備**：スクールカウンセラーやさわやか相談員の積極的な活用、いじめ相談窓口の周知等により、生徒・保護者がSOSを発信しやすい環境を整える。

ウ) **校内研修の充実**：こども家庭庁・文部科学省「いじめ重大事態を防ぐための研修事例集」「いじめ重大化を防ぐための留意事項集」埼玉県「いじめ防止等のための基本的な方針」「彩の国生徒指導ハンドブック New I's」や市の啓発資料を活用した校内研修を年間計画に位置づけ、全教職員の資質向上を図る。

## ③ インターネット・SNSを通じて行われるいじめに対する対策

ネットいじめの高度の流通性や匿名性を踏まえ、情報モラルに関する指導を行う。また、市が実施するネットパトロール等の取組と連携し、早期発見と効果的な対処に努める。

## (2) いじめの防止等に関する措置

### ① いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの未然防止、早期発見、事案対処を組織的かつ実効的に行うため、中核組織として「生徒指導委員会」を設置する。

〈 **構成員** 〉 校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、生活指導担当、養護教諭、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学習支援室専任指導員

※事案に応じて、関係職員を柔軟に加える。

### 〈 主な役割と活動 〉

- ・ いじめの相談・通報の窓口、および情報や人間関係の悩みの収集・記録・共有
- ・ いじめ情報の認知時における緊急会議の開催、事実関係の把握、いじめの判定
- ・ 当該生徒への支援、関係生徒への指導方針、保護者連携の組織的決定
- ・ 年間計画の策定・実行・検証・修正、校内研修の企画
- ・ 本方針の点検・見直し

〈 開催 〉 定例で開催し、いじめ事案の発生時や疑いがある場合は緊急開催とする。

### ② いじめに対する措置（事案への対応）

教職員がいじめを発見、または相談・訴えを受けた場合は、個人の判断で抱え込まず、直ちに「生徒指導委員会」に報告・相談する。

ア) **事実確認と組織的対応**：委員会を中心にすみやかに複数の目で事実関係を確認し、当該生徒を徹底して守り通す体制を整える。

イ) **当該生徒への支援**：共感的態度で寄り添う。安心安全の確保のため、保護者と連携のうえ、必要に応じて一定期間の別室登校等の措置を講じる。

ウ) **関係生徒への指導と保護者への助言**：毅然とした態度で指導し、直ちにいじめをやめさせる。単なる懲罰で終わらせず、人格の成長を促す支援を行う。必要に応じて懲戒や、教育委員会による出席停止措置の要請も視野に入れる。

エ) **周囲の生徒（観衆・傍観者）への指導**：はやし立てる行為（観衆）や見て見ぬふり（傍観）がいじめ加担と同義であることを理解させ、いじめを止めさせる、または報告する勇気を持たせる。

オ) **関係保護者間の連携**：不必要な争いを生じさせないように、個人情報やプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報を関係保護者と適切に共有する。

カ) **関係機関との連携**：必要に応じて教育委員会等関係機関と連携して対処する。

### ③ いじめの「解消」についての認識と判断基準

いじめは安易な謝罪をもって解消とはしない。解消の判断は、委員会において次の二つの要件を慎重に検証して行う。

ア) **いじめに係る行為が止んでいること**：当該生徒に対する心理的・物理的な影響を与える行為（ネット上含む）が止んでいる状態が少なくとも**3か月**を目安として継続していること。事案の重大性等に応じ、委員会等の判断でより長期の期間を設定する。この期間中は教職員が状況を注視し、経過後に改めて判断する。

イ) **当該生徒が心身の苦痛を感じていないこと**：当該生徒本人およびその保護者に対し、面談等により心身の苦痛を感じていないか直接確認を行う。

### (3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、法第28条および市方針に基づき次の対処を行う。

## ① 重大事態の定義（指標の明確化）

ア) 第1号事態：生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等。また、いじめにより退学・転学に至った場合もこれに準ずる。

イ) 第2号事態：いじめにより生徒が年間30日を目安（連続的な欠席の場合は日数に関わらず迅速に対処）として欠席を余儀なくされている疑いがあるとき。

ウ) 申立ての尊重：生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき。

## ② 対処の手順と調査の実施

ア) 速やかな報告：重大事態が発生した旨を、校長から桶川市教育委員会へ速やかに報告する（教育委員会を通じて市長へ報告される）。

イ) 調査組織の設置：「生徒指導推進委員会」を母体とし、公平性・中立性に配慮した調査組織を速やかに設置して事実関係を明確にするための調査を開始する。

ウ) 事実関係の網羅的調査：いつ、誰から、どのようにいじめが行われたか、学校がどう対応したかを客観的かつ網羅的に調査する。

エ) 関係者への心のケアとプライバシー配慮：調査の実施にあたっては、学校全体の動揺や風評被害を防ぐため、生徒・保護者への心のケアを行う。また、アンケート等の調査結果は当該生徒・保護者に提供される可能性があることを、調査対象者に事前説明する。

## ③ 調査結果の提供及び報告

ア) 当該生徒・保護者への情報提供：調査により明らかになった事実関係について、適時適切な方法で経過および結果を当該生徒・保護者に説明・提供する。他の生徒の個人情報保護には十分配慮する。

イ) 市長への報告と所見の添付：調査結果は教育委員会を通じて市長に報告する。その際、当該生徒や保護者が希望する場合は、その所見をまとめた文書を調査結果に添えて提出する。

ウ) 再調査への協力：市長により「桶川市いじめ問題再調査委員会」が設置され再調査が行われる場合は、学校および教育委員会は資料提供等を含め全面的に協力し、その結果を真摯に受け止め主体的に再発防止に取り組む。

## (4) 学校評価における留意事項

いじめの実態把握および適切な措置を行うため、次の項目を学校評価（自己評価・学校関係者評価等）に位置付け、PDCA サイクルの中で取組の改善を図る。

ア) いじめの未然防止・早期発見に関する取組に関すること。

イ) いじめ発生時における組織的対応、当該生徒への継続的な支援、および再発防止に関すること。